

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
及び解説の改正案」に対する意見募集で
寄せられた御意見に対する考え方

平成 29 年 3 月

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
及び解説の改正案」に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成29年1月19日（木）～平成29年2月17日（金）

○ 提出意見総数：13件

（1）個人 9件

（2）法人・団体 4件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

受付順	法人・団体意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	ソフトバンク株式会社
3	アセンブローグ株式会社
4	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン				
1	第16条	<p>【要望：個人情報を他国に触らせない】</p> <p>日本の法律が適用されない外国のサーバーに個人情報を置くのは禁止してください。</p> <p>特に指紋、虹彩、声紋などの生体認証に関する情報でもコピーが可能になってきておりますので、これらの個人情報普段から暗号化した上で、統一したマザーとなるサーバーやコンピュータは、ネットから繋がらない環境下で日本国内に置く事。</p> <p>通信業者、及び委託業者にも個人情報、アクセス履歴などの情報を国外に置くのは許されない。</p> <p>業者は日本の業者に限る事。</p> <p>通信業界に携わる者は日本国籍である事が必須条件という「国籍条項」を入れてください。</p> <p>また共同作業に外国の業者とは許されません。</p> <p>使うサーバーや通信機器の生産国も日本国内で一から作られたものにして下さい。</p> <p>(日本国内で組み立てられたものでも日本製になってしまいますので、それは使わないで下さい。)</p> <p>※既にセキュリティーソフト会社がシマンテックや、トレンドマイクロのシステムサポートのサーバーが中国にあり、日本のお客様にリモートコントロールをしたがったという話があります。</p> <p>https://mobile.twitter.com/niyaniya9z/status/305577442200915968</p>	<p>今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。なお、本ガイドライン案第16条では、個人情報保護法第24条の規定を踏まえ、電気通信事業者の外国にある第三者に対する個人データの提供に係る規律を定めています。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		【個人】		
2	第 16 条	<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第 16 条 電気通信事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。</p> <p>外国に日本人の個人情報を持ち出す事ありきで進んでいるのであれば、反対します。</p> <p>いくら日本人が管理者であったとしても、日本人ですらお金の為に個人情報を流出させるような事態ですから、外国で取引対象になるでしょうし、ハードルが確実に低くなります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。</p>	無
3	第 20 条 第 2 項	<p>本ガイドライン案の第 20 条 2 項では、個人情報の保護に関する法律施行令第 9 条に従い、保有個人データの開示において「電気通信事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。」と、書面交付を基本としています。同時に、第 24 条 1 項において、「開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式」と、請求の</p>	<p>ご指摘については、開示方法を定める第 20 条第 2 項に関する解説 3-6-2 の（※ 1）に記載されているとおり、請求を行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法ですることができ、また、開示の請求を行った者から開示方法について特に指定がなく電気通信事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、当該方法につい</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>方法でも書面が優先になっています。 しかし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 20 条データポタビリティの権利 (Article 20 Right to data portability) において、データ主体である個人には、個人データについて、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利とそのデータを他の管理者に移行する権利があることが謳われていること、 2. 日本国内においても、電気通信事業者は、既にユーザ個人別にデータを管理しており、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式でデータを個人に提供することは技術的にも環境的にも可能であること、 3. また、今更、書面での請求並びに開示となると、発行に係る印刷代等のコストも掛かり、即時性も失われ、はなはだ非効率な請求・開示手段と考えること、以上の点から、本人からの開示請求においては「電子的手段」を優先に据え、また本人への開示手段においても「構造化され、一般的に利用され、且つ機械可読性のある形式での開示」を基本にすべきと考えます。 <p>例えば、電気通信事業者各社が力を入れている電気代等との「セット割」一つとっても、書面でデータを受け取っては、利用者はその比較シミュレーションすらできない現状に対し、何の改善にもなりません。また、昨年 12 月に成立しました官民データ活用推進基本法第 12 条（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）の趣旨にも、より良く沿うものになると考える次第です。</p> <p style="text-align: right;">【アセンブローグ株式会社】</p>	<p>て同意があったものとして取り扱うことができます。</p> <p>なお、これらの規定及び記載は、法令に基づく開示請求等によらずとも電気通信事業者が自主的に機械可読性のある形式等により本人たる利用者に個人データを提供することを妨げる趣旨ではありません。</p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
4	第 36 条	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正案第 36 条におきまして、不払い者等情報として、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）第 9 条に基づく契約者確認に応じない者の氏名、住所、不払い額又は電話番号その他の当該者に関する情報を交換することができるとされております。</p> <p>しかしながら、昨今社会的問題となっている振り込め詐欺等への対策として、警察からの情報提供を受け、携帯電話事業者（MVNO 事業者含む）は同法第 9 条に基づく契約者確認の措置に加え、同法第 11 条各号に基づく役務提供拒否（利用停止）を積極的に実施しております。</p> <p>第 11 条各号に基づいて利用停止に至った者については、第 9 条に基づく契約者確認に応じない者と同様に情報共有の必要性が高いものの、現行のガイドラインでは交換が認められておりません。</p> <p>また、上記第 11 条各号による役務提供はより迅速かつ広範囲な対応が可能となることから、第 9 条に基づく契約者確認を行う前に当該回線が利用停止されてしまい、結果として第 9 条に基づく契約者確認が減少する傾向にあります。その結果、従来であれば同法 9 条に基づく契約者確認に応じない者の契約情報として携帯電話事業者間で交換できていた情報が共有できなくなり、これらの情報を契約時の加入審査に用いることによる振り込め詐欺等の防止等の効果が薄れつつあります。</p> <p>そのため、今般予定されております電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改訂にあたりましては、同法第 11 条各号に基づく利用停止を行った契約情報の交換につきましても</p>	<p>第 36 条第 1 項に基づき電気通信事業者間において交換することが可能である不払者等情報の範囲については、携帯電話の不正利用の状況等も踏まえ、今後検討していくこととします。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>可能となりますよう、対象を広げていただきたく存じます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説				
5	1 目的及び適用対象	<p>1 目的及び適用対象</p> <p>電気通信事業者、特に認定個人情報保護団体の対象事業者にあつては、個人情報保護法施行後、個人情報保護委員会殿の定める同法、総務省殿の定める本改正案、同団体の定める個人情報保護指針に沿った対応を求められることとなります。加えて、今後は同団体による指導等の措置が義務化される状況です。</p> <p>これらを踏まえると、事業者は個人情報保護委員会殿、総務省殿及び関係する認定個人情報保護団体の各者と対応が必要となり、運用負荷が増大し混乱する懸念があると考えます。</p> <p>従い、3者間の役割・責任範囲を明確にするとともに、各者による統一性のとれた判断を可能とし、事業者の運用負荷を軽減する観点から、3者間の連携の在り方について運用上の工夫をして頂くことを望みます。</p> <p>例えば、相談の受付や報告徴収等は必ず1者が行いその情報を適宜3者間で連携する、または対応する責任主管が必要に応じて関係者を同席させる等、連携方法を具体的に示して頂けると有用と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ご指摘を参考にしつつ、施行準備に当たり、総務省、個人情報保護委員会及び認定個人情報保護団体との連携について検討するよう努めてまいります。</p>	無
6	1-2 適用対象	<p>この制度及びガイドラインは、例えば Akamai Technologies の様な海外の CDN 事業者等にも十分な範囲で適用されるのであろうか。</p> <p>例えば、楽天株式会社がサービス提供している楽天市場では、商品注文が送られる「買い物かご」の機能を提供するホストである</p>	<p>本ガイドライン案では、海外の事業者であっても、日本国内に電気通信設備を設置し又は日本国内に拠点を置くことにより、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う場合については、適用対象としていま</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>basket.step.rakuten.co.jp が自社ではなく Akamai のホストによって提供されているのであるが、それらに対しても日本の法及びガイドラインが適用されないのであれば、非常に問題あるものとする。（海外サーバを使って不法行為を行う者は多いが、日本国内の事業者が小賢しくも法規制の網目をくぐり抜ける目的で他国事業者サービスを使う事は考えなければならない事であるとする。）</p> <p>「ビッグデータによる社会革命」を口実に個人を狙うため、個人情報をつけ狙う事業者は多いものであるが、それらから国民を守るためには、CDN 対策（及びクラウド対策）を打つ事は非常に重要な事であるとする。</p> <p>中央省庁の提供するホームページ等のサービス（たとえば、ホスト www.mhlw.go.jp や www2.mof.go.jp、www.e-tax.nta.go.jp）も他国事業者によって提供されているのであるが、重要情報と個人情報とが一体となった通信が保護されないというのは悪夢であるので、事業者に対しては、契約事項において日本法の遵守を行わせていない他国事業者とは契約を行わせない様にしていきたいと考える。（勿論、全く履歴情報及び個人情報（リファラ、cookie、その他セッション情報等）の関係無いデータであれば一概にそうしなければならないとはならないとも考えるのであるが、現状あまりに不安な状況である。）</p> <p>個人情報保護委員会や NISC（不活発な組織であると見る。政府組織の CDN や一般事業者のクラウド利用等についてはどう考えているのであろうか。一般に危険とされ、Oracle Corporation が使うのを止めろと言った Java アプレットをマイナポータルで使う事を許したこの組織は、一般人以下であると見ざるを得ない。普通レ</p>	<p>す。</p> <p>その他のご意見については、今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。</p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>ベルでもこうはなるまい（つまり、癌が多量に混じっていると見るべきである。）には、ICTにおいて、国民をいかに守るかについて、真面目に取り組んでいただきたい。 意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
7	2-1 (2) 電気通信サービス	<p>(該当箇所) 2 定義 2-1 電気通信事業者等 (第3条関係) (2) 電気通信サービス 下記の説明 「電気通信役務に付随するサービスとしては、・・・上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合には、電気通信役務に付随するサービスとして本ガイドラインの対象とする(※)。 ・・・ (※) 電気通信事業者が電気通信事業以外の事業において取得し、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行わない場合や異なるデータベースで管理を行う個人情報については、本ガイドラインの対象とならない。」</p> <p>(意見) 電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン(以下「通信GL」)案第3条第2項に定義される「電気通信サービス」の解説案における「電気通信役務に付随するサービス」のうち、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合」(以</p>	<p>ご意見及び意見募集に付した改正案の趣旨を踏まえ、本ガイドラインの対象範囲を明確にする観点から、本ガイドライン解説案P12第1段落及び同頁注記(※)を、以下のとおり修正することとします(また、これに伴い、用語(「電気通信サービス」と「電気通信役務」)の概念整理を行い、ガイドライン及び解説を必要に応じ修正いたします)。 なお、第39条に定めるとおり、今後の技術動向の変化等の諸環境の変化を踏まえ、「電気通信サービス」の範囲等については、必要に応じ見直しを行うこととします。</p> <p>(改正前)「また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合には、<u>電気通信役務に付随するサービスとして本ガイドラインの対象とする。</u>」 (改正後)「また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個</p>	有

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>下「ID紐付けサービス」に関する記述を削除し、ID紐付けサービスは個人情報保護法の一般規律または適用される他分野のガイドラインの規律に任せるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>同じデータベースで管理していると言えるかどうか、また、同じIDで名寄せができるようにするかどうかはデータベースの構造や機能の技術的・ビジネス的な評価の問題であるにもかかわらず、通信GL上、ID紐付けサービスのデータベースは、事業上利用しているあらゆるデータベースが対象と成りえることになってしまう。一方、データベースの機能や構造は、利用目的管理や、安全管理等の個人情報・個人データの取扱いに関する規律とは直接関係が無い。しかし、通信GL解説案のとおり、ID紐付けサービスなる概念を個人情報の取扱いの規律に連動させると、ID紐付けサービスに該当するというだけで、電気通信事業者が多角的に展開している金融、信用や電力等の異分野のサービスで取り扱う個人情報にも通信GLが適用されることになってしまい、すべての個人データの取扱いにつき、電気通信分野以外の分野別ガイドライン（以下「分野別GL」）が重複して適用されることとなる。すると、当該異分野の分野別GLの規律に通信GLと相違点があれば、双方を満たす管理を強いられ、たとえば、請求をまとめて印字・出力するためだけに、IDの名寄せをするだけに関わらず、当該異分野のGLだけでなく通信GLへの適合性も確保しなければならなくなる。そして、電気通信と異分野サービスでの個人情報の取扱いにおいて、片方において何の問題が発生しなかったとしても、二重に所管省庁からの報告徴収が発生し得る等、二重行政に服することになる。逆に異業種から電気通信事業に参入しよう</p>	<p>人情報と同じID等で紐付けを行う場合においては、<u>電気通信サービスに該当する。</u>」</p> <p>(改正前) <u>(※) 電気通信事業者が電気通信事業以外の事業において取得し、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行わない場合や異なるデータベースで管理を行う個人情報については、本ガイドラインの対象とならない。</u></p> <p>(改正後) <u>(注) 本ガイドラインは、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報を対象とするものである(※)。ただし、特に、当該個人情報を他の事業で利用する場合について、電気通信役務に係る個人データと他の事業に係る個人データを、同じID等で紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な安全管理の下、取り扱うことが適切である。」</u></p> <p><u>(※) 電気通信役務の提供に密接に関連する業務に係る個人情報の取扱いについて、特に必要な場合として、本ガイドラインで個別に規定し</u></p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>とする場合、当該二重行政の対応負担が参入障壁になり得る。</p> <p>なお、ID 紐付けサービスを広く「電気通信サービス」に含め得るとすると、利用目的管理が容易・柔軟になる利点があるとの見方には無理がある。利用目的はできる限り特定せねばならず（法 15 条 1 項）、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更してはならない（同 2 項）のであるのだから、電気通信と異業種の ID 紐付けサービスの利用目的は、それぞれ特定されるべきで、取得した時点とは異なるサービスに利用しようとするときは、あらかじめ本人の同意を得る必要がある（法 16 条 1 項）。したがって、「電気通信サービス」の射程を広くしたとしても、利用目的管理は容易・柔軟にならないし、そう解釈されるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p><u>ている場合を含む。</u></p>	
8	2-1 (2) 電気通信サービス	<p>2 定義</p> <p>2-1 電気通信事業者等（第 3 条関係）</p> <p>(2) 電気通信サービス</p> <p><input type="checkbox"/> ガイドラインの解説（案） P11、P12</p> <p>「電気通信役務に付随するサービスとしては、・・・また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じ ID で紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合には、電気通信役務に付随するサービスとして本ガイドラインの対象とする（※）。</p> <p>・・・（中略）・・・</p> <p>（※）電気通信事業者が電気通信事業以外の事業において取得</p>	番号 7 に同じ。	有

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>し、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じ ID で紐付けを行わない場合や異なるデータベースで管理を行う個人情報については、本ガイドラインの対象とならない。」</p> <p>【意見】</p> <p>ガイドライン案に定義される「電気通信サービス」の解説案における「電気通信役務に付随するサービス」のうち、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じ ID で紐付けを行い、同じデータベースで管理する場合」の記述は、他分野におけるガイドラインとの重複管理を行わなければならないような解釈となってしまう可能性があります。</p> <p>「ID で紐付けされた電気通信役務に係る個人情報」以外の個人情報は、個人情報保護法の一般規律或は他分野のガイドラインの規律により管理される方が適当であり、重複管理を招かないという視点も含め、文言修正又は削除が必要だと思料します。</p> <p>【一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会】</p>		
9	2-2 個人情報	<p>先日この記事をネットで読みました。</p> <p>AV 女優のセックス映像は永久に残り続けていいのかく続・職業としての AV 女優>中村淳彦 - 幻冬舎 plus</p> <p>http://www.gentosha.jp/articles/-/7205</p> <p>究極のプライバシーである性行為の映像がネット上に残り続けるのは人権の侵害であると言うことがかかれていました。リベンジポルノの問題もありますし、個人の身体や性行為の画像は個人情報として取り扱い、著作権切れの AV もそれに含めるべきだと思いました</p> <p>【個人】</p>	<p>今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。なお、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものは個人情報に該当し、「個人に関する情報」には個人の身体等の属性に関して事実、判断、評価を表す映像や音声による情報も含まれます。</p>	無
10	2-3	【要望: 戸籍を電子データとして保存する案も考えて下さ	本ガイドラインは戸籍の取扱いを対象とす	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	個人識別符号	<p>い。】 このみの内容は将来に向けてゆっくりと施行していった いただきたい要望です。 別紙2の2-3 『個人識別符号(法第2条第2項関係)』で電子 通信に絶対にして欲しくない物は「戸籍」です。しかしなが ら、役所が災害に見舞われた時に、身分の証明ができなくな る可能性があるので、いっそのこと写しをデジタル化する 事も考えられます。 どんな個人情報よりも「戸籍」は基本的でしっかりと身分証 明をしてくれる個人情報です。 「壬申戸籍」を含め、「除籍」などの日本の社会と秩序を形 成してきた戸籍を大切に保管してください。 その時の扱いも、マザーデータベースにはネットには繋が らない環境下で、テロ・災害の影響を受けにくい安全な地域 で限られたものしか知らない場所に置いて下さい。できれば マイナンバーで検索できるようにして、戸籍、顔写真、生体 認証情報、血液型などの統一して将来的には置いて欲しいで す。 (難しいのであれば、戸籍のみのサーバーと、生体認証情報 のみのサーバーに分ける) そして先祖を辿れば500年前から日本にいる日本国籍のもの で、家族にすら誰にも口外しない愛国心のある人間がこれに 携わって下さい。※任務に就く人間から最低7代前まで他国 の血を引かない人。配偶者や容姿に他国の人間がいない事が 必須条件です。 皇室の血をひく方が任務に就かれる方が望ましいです。</p>	<p>るものではないため、ご意見は参考として承 ります。</p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>マザーデータベースの他に国民の情報を一手に保存するサーバーを同じ建物内に置いておく。</p> <p>個人情報更新される毎にサーバーに送れる仕組みを作り、そこから更新したものをメディアで月一のペースでマザーデータベースに更新して行って下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
11	2-4 要配慮個人情報	<p>【要望:思想、信条は基本的に自由ですが日本を壊す思想にまで配慮しない】</p> <p>別紙2の2-4 要配慮個人情報(法第2条第3項関係)について(2)の信条ですが、中核派や革マルなどの共産主義思想に捕らわれて、長きに渡り日本の社会を培ってきた秩序と価値観を壊す活動を5年以上やっている人間の個人情報までは配慮しないで下さい。日本に住む人たちの生命、財産の危機が及び、新たな犠牲者が増える一方です。</p> <p>彼らの個人情報を保護する一方で、日本人外国人問わず、多くの人の基本的人権が損なわれてきました。</p> <p>夫婦別姓や、戸籍を廃止しようとする人は元の思想はマルクス主義であり、それは家族をバラバラにして人権を軽んじ、言論の自由がない殺伐とした社会にしていけますので、配慮しないで下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。</p>	無
12	3-2-2 適正取得	<p>【疑問:3-2-2 適正取得(第7条第1項関係)について】</p> <p>「事例 1)十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない 家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合」</p> <p>家族が居ない一人暮らしの認知症高齢者の場合は、どのよう</p>	<p>今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。なお、電気通信役務の契約に関するトラブルについては、電気通信事業法に基づく消費者保護ルールによっても、できる限り対処してま</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>に個人情報の不正取得から守ろうとお考えなのでしょうか？ 「マイナンバー番号を出して」「銀行通帳と判子を出して」と怪しい業者がやってきても判断能力がないので、そのまま出してしまつて犯罪になるケースが今後増えていくと思うのですが。（既に一部では起きています。現金をだまし取つたということはそういうことではないのですか。）</p> <p>実際にお聞きした話では、健康飲料の配達業者と契約してしまい、本人はそのことを忘れて後でトラブルになっている。結局担当のケアマネジャーが代理で解約して解決したのですが、それは相手が認知症だとは気づかず良心的な業者であったからです。（当然その配達業者の社内にもお客様番号という個人情報の他に引き落とし用のお客様の通帳番号をも把握しております。）</p> <p>これが悪徳業者の場合は、どのように保護するおつもりですか？法に違反した者への罰則だけでは、このケースは今後、多発していくかと思われるのですが。</p> <p>また家族が1人居ても認知症の軽度が軽い場合は、働きに出ている家庭もあり、その間は認知症当事者は一人で暮らすこととなります。つまりその時間帯は個人情報狙われやすくなります。</p> <p>（ヘルパーを雇うとしても、そのヘルパーにも個人情報を死守する義務があり法律で縛らなければならなくなるでしょう。）</p> <p>将来的に総務省が一人暮らしの老人の把握を厚生労働省に働きかけて、市町村が把握する任務を一般化していかなくなるか、あるいは自ずとそういうケースが増えていくと思います</p>	<p>いります。</p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>が、それも近い将来にそういう高齢者が爆発的に増えるでしょう。それに合わせて個人情報取り扱いも変えていかなければならないなと思うようになりました。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13	<p>3-5-1 (1) 法令に基づいて個人データを提供する場合</p>	<p>1 意見 当該解説の「もともと、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である。」との記載の末尾に、「(ただし当該通信の一方当事者を依頼者とする弁護士会照会であって、相手方が自局番号の表示を許して通信している場合の相手方加入者情報については除く)」との文言を追加するなどして、当該通信の当事者が依頼者となって既に知っている加入者番号を元に照会を行う場合について排除することは想定していないことを明らかにすべきである。</p> <p>2 理由 近年、隔地者間であっても携帯電話などによって不特定の消費者に対して商品販売などの勧誘を行い、不実の事実を伝えたり詐欺的な手法により被害を与える事例が見られる。 消費者側では、番号表示のない電話については接続を拒否するなどの対応が可能であるが、番号を表示することを容認した上で架電をしてきた事業者等の場合には信用に値するものとして話を聞く事例も見られる。 このような事案においては、かかってきた電話番号のみが相手方を特定する手段であり、何らかのトラブルが生じた場合の被害</p>	<p>該当箇所の記載は、弁護士法 23 条の 2 第 2 項に基づく照会に対する基本的な考え方として、</p> <p>①個人情報については一般的に照会に応じるべきであるが、通信の秘密に属する事項について照会に応じることは原則として適当でない旨</p> <p>②個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外である旨</p> <p>を示しており、既に趣旨は明確であると考えます。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>回復のためには当該番号の加入者情報の照会が必須である。</p> <p>しかし、このような照会は、一見するとガイドラインの解説に言うところの個々の通信に密接に関わる照会であるように見えることから通信の秘密として扱われ、回答がなされないおそれがある。</p> <p>そもそも通信の秘密性については、通話当事者間では問題となることがなく、特に相手方が番号を表示して架電してきた場合の電話番号については、自ら秘密性を放棄していることが明らかであり、通信の他方当事者にはディスプレイ等に表示されており当事者間では当該番号の秘密性は失われている。架電した他方当事者も、そのような仕組みは理解しており、架電した相手から着信履歴を見て電話がかかってくることを期待想定しているのが一般的である。</p> <p>そして、一般的な事案であれば、トラブルが生じた場合には相手方が表示させた番号に連絡を取ることで交渉ができることが多く（このような場合に相手方から通信の秘密を侵害されたなどと苦情を受けることはない）、加入者情報の照会までは不要なことが多い。</p> <p>しかし、近年見られる事例は、相手方を騙すためだけに当該番号を利用し、苦情の電話には対応する気がないか、そもそも当該番号を犯罪行為を行うために第三者の名義で取得するなどして所在を隠す事例が見られる。そのため、相手方を特定するために、電話番号からの加入者情報の照会を足がかりとすることが必須となっている（警察庁のデータによれば、2016年の振り込め詐欺などの特殊詐欺は全国で406億円あまりであり、4年連続で400億を超えている状況にある）。</p>		

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>このような事案では、既に通信の当事者が知っている電話番号についての加入者情報を照会する必要が高い一方、照会を行うのはあくまで通信の当事者が知っている電話番号にすぎず、個別の通信内容を照会する意味合いは全くなく、そこには通信の秘密を侵害する要素は存在していない。</p> <p>また、弁護士会照会は、依頼者からの事件受任を受けた弁護士が照会を申出るもので、その形式上は弁護士会という第三者が照会を行っているものであるが、最高裁第三小法廷平成28年10月18日判決によれば、弁護士会に照会権限が付与されているのは、「飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎない」とされており、その実質は依頼者からの依頼を受けた弁護士が依頼事件の解決のために照会するものにすぎず、通信当事者としての立場からの照会と同視できるものであって、当該類型の場合には通信の秘密を侵害するおそれは存在していない。</p> <p>しかしながら、このような事案において、照会の必要性について判断してもらうために、これまでの経緯を照会の理由に十分に記載して照会をした場合（例えば、特定日に特定の番号から電話を受けたところ、還付金があるなどと伝えられ一旦お金を振り込むように言われて送ったものの、その後連絡が取れないなどと記載をして照会をした場合）、電気通信事業者が本ガイドラインの解説に言う、「個々の通信に密接に関係することがうかがえる」照会であると形式的に判断して令状なくして回答ができない場合に当たるとして、回答を拒絶するおそれがあり、現実にもそのような事例が見られる。</p> <p>このような結果は、ガイドラインを正解するものとは思えない。</p>		

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>このような事案において被害を被った者は警察への被害申告等の刑事的な手続を取ることができるであろうから支障がないという見方もあるかもしれないが、そもそも刑事手続は被害回復自体を目的とする手続ではないことから弁護士会照会を認めないことは被害者の民事救済の道を著しく閉ざしてしまうことになりかねない。</p> <p>近年、番号を表示しながら複数の電話転送サービスを利用して所在を隠しながら組織的に犯行を行う集団も見られ、我々弁護士としても迅速な被害救済のために動かなければならない事例が多く見られるが、このような犯罪集団を結果として助けるような間違った運用を避け、事案解決の障害とならないようにこの点を明確にする必要がある。</p> <p>したがって、ガイドラインの趣旨は、当該通信の当事者が依頼者となって既に知っている加入者番号を元に加入者情報の照会を行う場合についてまで排除することは想定していないものと考えられるため、この点が明確になるような工夫をすべきである。</p> <p>かかる工夫の一例として、たとえば当該部分の末尾に、「(ただし当該通信の一方当事者を依頼者とする弁護士会照会であって、相手方が自局番号の表示を許して通信している場合の相手方加入者情報については除く)」との文言を追加することが考えられる。</p> <p>上記は一例にすぎないが、近年の巧妙化する消費者被害救済への一助とし、安心できる電気通信の確立のためにもこの点を明確にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	2-14 提供	「個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用すること	ご指摘を踏まえ、明確化の観点から、以下のとおり修正いたします。	有

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>により、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。」 ここでいう、「個人データ等」とは、ガイドライン第11条に定める定義と同義か、念のため、確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>（修正前）「個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、<u>個人データ等</u>を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。」</p> <p>（修正後）「個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、<u>個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報</u>を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。」</p>	
15	3-4-1 プライバシーポリシーの公表 3-6-6 開示等の請求等に応じる手続	<p>「利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの求めに応じる手続」 改正法では、「開示等の求め」から「開示等の請求等」と聞いているので、表現を合わせた方が良いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>（修正前）「利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの<u>求め</u>に応じる手続」 （修正後）「利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの<u>請求</u>に応じる手続」</p>	有
16	3-4-2 アプリケーション	<p>ガイドライン第14条第2項及び第3項に定める「アプリケーション」とは、スマートフォン向けのアプリケーションを指すの</p>	<p>第14条第2項及び第3項に定める「アプリケーション」は、スマートフォン等のスマ</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	ーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー	<p>か。</p> <p>本条文は、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」に基づいており、スマートフォンには行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積されること、それらに対してアプリケーションがアクセスを行い、外部へ送信している場合があり、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭な場合もあることに対する対応策と聞いたことがあるが、今回はその範囲を広げるものなのか、見解をご教授願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ートデバイスにおいて、コミュニケーションツールや写真・ゲームなどの様々な機能を実行するためのソフトウェアを想定しています。</p> <p>これらの規定は、ご指摘のスマートフォンプライバシーイニシアティブも背景として、利用者のプライバシーを保護する観点から、プライバシーポリシーの公表・促進が適切である旨を定めるものです。</p>	
17	3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務及び 5-4-2 位置情報の利用	<p>3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>5-4-2 位置情報の利用</p> <p>本改正案で、通信の秘密に該当する位置情報について、十分な匿名化を行う場合の取扱いが示された点は、電気通信事業者における今後の利活用可能性の広がりを見ると非常に有意義であると考えます。</p> <p>本改正案の議論の元となった「改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース」によれば、上記方向性に関する今後の具体的な利活用ルールは、匿名加工情報としての位置情報の取り扱いも含めて、認定個人情報保護団体の指針等、自主ルールの中で規定されると理解しています。</p> <p>このルール作りにあたっては、プライバシーに関し事例に即した様々な配慮を行いつつも、位置情報が可能な限り汎用的に利活用可能となることを期待します。加えて、総務省殿におかれましても、各ステークホルダーの理解醸成や利活用環境の整備の点において、引き続き支援頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案・解説案に賛同するご意見として承ります。なお、今後の具体的な利活用ルールに関するご意見については、今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
18	5-4-2 位置情報 の利用	<p>5 各種情報の取扱い（第3章関係）</p> <p>5-4 位置情報（第35条関係）</p> <p>5-4-2 位置情報の利用（第35条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> ガイドラインの解説（案） P115</p> <p>通信の秘密に該当しない位置情報についても、・・・強く保護することが適当である。そのため、他人への提供その他の利用においては、利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる。</p> <p>なお、位置情報に係る匿名加工情報を作成する場合は、3-8（匿名加工情報取扱事業者等の義務）を参照のこと。</p> <p>【意見】</p> <p>通信の秘密に該当しない位置情報であっても、強く保護することが適当、とのガイドライン解説は現在および今後の技術進展を考慮すると、プライバシー保護という観点で賛同すべきものであります。</p> <p>他方で、位置情報データの利活用を促進し、IoTないし電気通信事業の健全な発展を後押しするという点の重要性も急速に高まってきた中、双方のバランスがポイントとの認識ですが、「利用者の同意を・・・（略）・・・参照のこと。」との記述ですと、保護されることの重要性のみ押し出された感があります。「十分な匿名化」が為された位置情報データが利活用され、新しいサービスが創出される可能性にブレーキがかからぬよう、例えば「利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定すること」の部分に対し、補足記述を設ける等のご配慮の検討をお願いいたします。</p> <p>【一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>通信の秘密に該当しない位置情報であっても、利用者の権利利益が十分保護されることが位置情報の円滑な利活用にも資すると考えられるため、本案の記載としているものです。その上で、匿名化に当たっての具体的なルールについては、3-8に記載するように、5-4に定めるほか、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられることが適当と考えます。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
19	5-4-2 位置情報の利用	一般の事業者が、通信の秘密を含まない位置情報を取得した時(wifi の設置等による)、本人が識別できない程度に匿名化するなど個人情報保護法第36条に基づく措置をした場合、同意を得ずに、第三者提供することは可能と解釈して良いか、念のため確認したい。 【個人】	番号 18 に同じ。	無
その他全般				
20	海外への情報の移動は慎重に。	【個人】	今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。	無
21	外国への情報の移動は慎重に	【個人】	今後の電気通信事業分野における個人情報保護行政の参考とさせていただきます。	無
22	別紙 1、別紙 2 を参照させていただきました。 事細かく配慮のある内容を有難うございます。	【個人】	本ガイドライン案・解説案に賛同のご意見として承ります。	無
23	【疑問:マイナンバー情報の今後の扱いについて】 2017 年 2 月 16 日静岡県湖西市でふるさと納税をした 1992 人のマイナンバー情報が、ヒューマンエラーで流出しました。 http://www.excite.co.jp/News/society_g/20170217/Mainichi_20170217k0000e040153000c.html これは非常に危険な事だと思います。 今後の社会はもっと複雑になり、平気で他人に成り済ますこともできるようになると思います。そんな時にマイナンバーで人物に関する様々な情報(医療保険番号、生体認証情報、戸籍、国民年金番号、運転免許証、納税履歴など)を総括することが可能になってくるのではないかと考えられます。	【個人】	ご指摘の事例はマイナンバーに関するものであり、本ガイドラインの対象外と考えられるため、ご意見は参考として承ります。	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>しかし、万が一個人情報が出た場合はどう対応すべきなのかについて、考えていただきたいと思います。</p> <p>将来的にマイナンバーに変える番号を作り出すのか、それともマイナンバーで総括していくのか？</p> <p>出来ればサイバー攻撃のおよび難しい環境下で管理すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		